

医科点数表の解釈

平成26年4月版

Web追補 No.13 (平成27年 8 月号)

平成 27 年 8 月 11 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成27年 7 月31日 厚生労働省告示第335号 (平成27年 8 月 1 日適用)
 - 平成27年 7 月31日 保医発0731第 2 号 (平成27年 8 月 1 日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2014_sinryo/index.html
- 「新たに設定された小児補助人工心臓の施設基準に係る届出の取扱いについて」(平成27年 7 月31日医療課事務連絡)が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
985	—	上から 4 行目	(最終改正;平成27年 6 月30日 厚生労働省告示第310号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 12にて改正済み〕	(最終改正;平成27年 7 月31日 厚生労働省告示第335号)
1004	〔下から 9 行目を次のように改める。〕			
	(1)	体外型		
	①	成人用		3, 210, 000円
	②	小児用		
	ア	血液ポンプ		5, 170, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで5, 170, 000円〕	
	イ	心尖部脱血用カニューレ		764, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで764, 000円〕	
	ウ	心房脱血用カニューレ		708, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで708, 000円〕	
	エ	動脈送血用カニューレ		712, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで712, 000円〕	
	オ	アクセサリーセット		342, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで342, 000円〕	
	カ	ドライビングチューブ		82, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで82, 000円〕	
	キ	カニューレコネクティングセット		152, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで152, 000円〕	
	ク	カニューレエクステンションセット		152, 000円
			〔編注; 承認番号が22700BZX00179000のものについては、平成27年 8 月 1 日から平成28年 3 月31日まで152, 000円〕	
1016 ～ 1017	〔(5)の表に以下の項目を加える。〕			
	129	補助人工心臓セット	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	5, 170, 000円
	(1)	体外型		
	②	小児用		
	ア	血液ポンプ		
	(承認番号)			
		22700BZX00179000		
	129	補助人工心臓セット	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	764, 000円
	(1)	体外型		
	②	小児用		

頁	欄	行	変更前	変更後
			イ 心尖部脱血用カニューレ (承認番号) 22700BZX00179000	
		129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ウ 心房脱血用カニューレ (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	708,000円
		129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 エ 動脈送血用カニューレ (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	712,000円
		129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 オ アクセサリーセット (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	342,000円
		129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 カ ドライビングチューブ (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	82,000円
		129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 キ カニューレコネクティングセット (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	152,000円
		129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ク カニューレエクステンションセット (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年 8 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	152,000円
1018	—	上から 3 行目	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 平27. 6. 30 保医発 0630 3) 〔黄色網かけはWeb追補No. 12にて追加済み〕	(平26. 3. 5 保医発 0305 5) (最終改正; 平27. 7. 31 保医発 0731 2)
1027	右	上から15行目	〔次行に追加〕	a 成人用
1027	右	上から16行目	a	i
1027	右	上から19行目	b	ii
1027	右	〔上から19行目の次に次のように加える。〕 b 小児用 i 血液ポンプ、動脈送血用カニューレ及びドライビングチューブはいずれも、左心補助、右心補助についてそれぞれ 1 個を限度として算定する。心尖部脱血用カニューレは左心補助について 1 個を限度として算定する。心房脱血用カニューレは右心補助について 1 個を限度として算定する。アクセサリーセットは、血液ポンプを算定する際に 1 個を限度として算定する。 ii 当該材料を、前回算定日を起算日として 3 ヶ月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 iii 当該材料は、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定する。		

頁	欄	行	変更前	変更後
			iv 当該材料は以下のいずれにも該当する場合に算定することができる。なお、届出は別添届出様式【本追補末尾の参考参照】により提出すること。 ① 心臓血管手術の症例が年間100例以上であり、そのうち18歳未満の症例に対する心臓手術が年間50例以上であること。 ② 11歳未満の症例に対する機械的循環補助を過去5年間で3例以上経験していること。なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。 ③ 常勤の心臓血管外科の医師が3名以上配置されており、このうち2名以上は心臓血管外科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有していること。 ④ 5年以上の経験を有する小児循環器科の医師が1名以上配置されていること。 ⑤ 当該療養を行うに当たり関係学会から認定された施設であること。 v ivに係る届出に当たっては、関係学会より認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。 vi 小児用補助人工心臓セットを用いて小児用補助人工心臓装着術を行った場合は、区分番号「K603」補助人工心臓（1日につき）の点数に準じて算定する。	
1033	右		[「6 経過措置について」の(3)（Web追補No. 1で追加済み）の表に以下の項目を加える。]	
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ア 血液ポンプ	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 イ 心尖部脱血用カニューレ	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ウ 心房脱血用カニューレ	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 エ 動脈送血用カニューレ	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 オ アクセサリーセット	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 カ ドライビングチューブ	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 キ カニューレコネクティングセット	22700BZX00179000 平成27年8月1日
			129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ク カニューレエクステンションセット	22700BZX00179000 平成27年8月1日

参考

別添届出様式

小児補助人工心臓の施設基準に係る届出書添付書類

1 心臓血管手術の実施症例数 【 年 月～ 年 月】			例
2 18歳未満の症例に対する心臓手術の実施症例数 【 年 月～ 年 月】			例
3 過去5年間に於ける11歳未満の症例に対する機械的循環補助経験症例数 【 年 月～ 年 月】			例
4 心臓血管外科の医師の氏名等			
常勤医師の氏名	心臓血管外科の経験年数	補助人工心臓の経験症例数	
	年	例	
	年	例	
	年	例	
	年	例	
	年	例	
5 小児循環器科の医師の氏名等			
医師の氏名	小児循環器科の経験年数		
	年		
	年		
	年		
	年		
	年		

[記載上の注意]

- 「1」は実績期間内に100例以上が必要であること。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式52により添付すること。
- 「2」は実績期間内に50例以上が必要であること。
- 「3」は実績期間内に3例以上が必要であること。なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。また、当該手術症例一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式52により添付すること。
- 「4」及び「5」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日保医発0305第2号）別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - 心臓血管外科の常勤医師
 - 心臓血管外科の常勤医師のうち、心臓血管外科の経験を5年以上有している医師
 - 心臓血管外科の常勤医師のうち、1例以上の補助人工心臓の経験を有している医師
 - 小児循環器科の医師
 - 小児循環器科の医師のうち、小児循環器科の経験を5年以上有している医師
 また、当該医師の経歴（当該病院での勤務時間及び当該診療科での経験年数並びに心臓血管外科の常勤医師については機械的循環補助所定の経験の有無が分かるもの）を添付すること。
- 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。
- 届出にあたっては、関係学会より認定された施設であることを証する文書の写しを添付すること。